



2018年1月15日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝
東京都港区芝浦1-1-1
代表者名 代表執行役社長 綱川 智
(コード番号: 6502 東、名)
問合せ先 執行役常務 長谷川 直人
Tel 03-3457-2100

当社海外子会社に対する訴訟の提起に関するお知らせ

当社海外子会社の東芝システム欧州社（以下、TEG。本社ドイツ）は下記の通り、訴訟の提起を受けましたのでお知らせします。なお、訴状がTEGのイギリス支店に送達されており、送達の法的有効性、送達日の確認を行っていたため、当社での把握が1月12日となりました。

記

1. 訴状を受領した日
2017年12月22日（イギリス現地時間）
2. 訴訟提起の概要及び経緯
原告は、当社グループ会社製のパソコンが原因で火災が発生し、損害が発生したとして、TEGに対し、当該損害等に対する賠償を求める訴訟を提起しました。
3. 原告の概要
(1) 名称： 個人
(2) 所在地： イギリス
4. 訴訟の内容（訴額）
原告は、TEGに対して1,384ポンド（約21万円）の損害賠償等を請求しております。

5. 当社子会社の概要

東芝システム欧州社 (Toshiba Europe GmbH 略称：TEG)

- (1) 所在地：ドイツ ノイス
- (2) 代表者：Damian Jaume
- (3) 資本金：64,269 千ユーロ (日本円約 87 億円)
- (4) 事業内容：パソコン等の販売

6. 今後の対応

提訴の内容を精査した上で、適切に対応して参ります。なお、本件訴訟が当社の業績に与える影響は軽微であり、2017年11月9日に公表の2017年度業績見通しに変更はありません。

以上